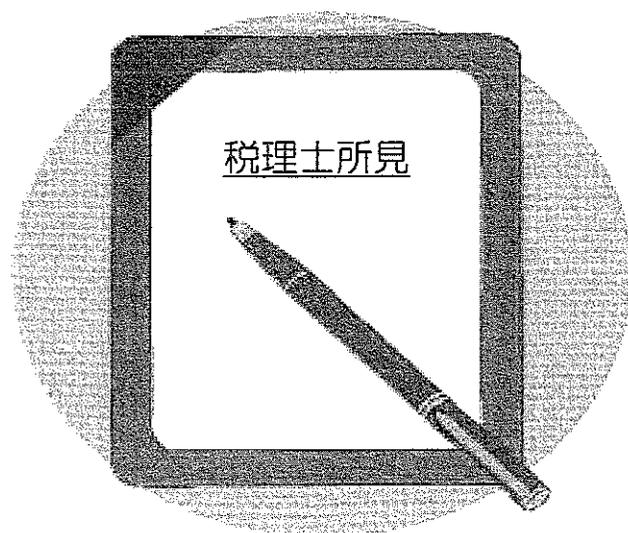


書面添付制度に係る書面の

有用事例集Ⅲ

資産税編



平成 17 年 11 月

広 島 国 税 局
資 産 課 税 課

(発行)

中国税理士協同組合

目 次

○ 書面の記載内容について有用性が認められる事例

相続税・贈与税に係る「税理士法第 33 条の 2 に規定する添付書面」について、調査省略事務等に有用な事例を、記載内容や有用であった理由（コメント）を付し、財産の種類等の項目ごとに取りまとめたものです。

税理士の皆様方が書面を作成等するに当たっての一つの参考として活用していただき、より良いものに育てていただくようお願いします。

1 相続税

事例 1（土地・建物の評価）	1
事例 2（預貯金① 家族名義預金）	4
事例 3（預貯金② 預貯金の増減）	7
事例 4（上場株式）	10
事例 5（取引相場のない株式、退職金）	13
事例 6（法定相続人、相次相続、納税関係）	16
事例 7（相続時精算課税、債務、小規模宅地評価減）	19

2 贈与税

事例 8（土地評価、相続時精算課税）	22
--------------------	----

相続税 申告書（ 年分・ 事業年度分・〇.〇.〇相続開始 ）に係る

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面 **33の2①**

		※整理番号	
税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 国税 太郎 ㊞	
	事務所の所在地	〇〇市〇区〇町〇-〇-〇 電話 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 国税 太郎 ㊞	
	事務所の所在地	〇〇市〇〇町〇-〇-〇 電話 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	所属税理士会等	中国 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇号	
税務代理権限証書の提出		有 () ・ 無	
依 頼 者	氏名又は名称	〇〇 〇〇	
	住所又は事務所の所在地	〇〇市〇〇町〇-〇-〇 電話 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
私（当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から4に掲げる事項であります。			
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項			
帳簿書類の名称		作成記入の基礎となった書類等	
財産目録、土地・建物の評価明細書		土地建物評価証明書、公図、測量図、住宅地図、登記簿謄本、遺産分割協議書、不動産賃貸契約書、公租公課の領収書、無償返還の届出書	
2 提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項			
帳簿書類の名称		備 考	
上記1の「作成記入の基礎となった書類等」のほか、不動産の権利証		印鑑証明書、住民票	

※事務 処理欄	部門	業種			意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
					年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
				

3 計算し、整理した主な事項

	区 分	事 項	備 考
(1)	土地	<p>土地の利用状況等について、現地確認を行い、公図及び測量図を基に、土地の形状や建物の建築状況等を確認した上で、評価を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 〇〇町〇〇-〇 (地目: 田) については、登記簿上は〇〇㎡であるが、実測面積〇〇㎡で計算した。 〇〇町〇〇-〇 (地目: 宅地) については、私道に面した土地であり、〇〇署で評定した特定路線価に基づき計算した。 	<p>公図、測量図、登記簿謄本</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>土地等の評価計算について、具体的に確認した事項やその計算の根拠を記載しており、調査省略等の参考となる。</p> </div>
	貸家建付地	<p>貸店舗の一部 (〇〇町〇〇-〇、〇〇ビル〇号) が長期間空室になっているので、賃貸割合により貸家建付地と自用地部分に按分して評価額を計算した。</p>	<p>賃貸借契約書</p>
	建物	<p>また、同土地上の建物の借家権割合についても、同様に、賃貸割合に応じて評価した。</p>	
	借地権	<p>〇〇町〇〇-〇 (地目: 宅地) については、被相続人の主催する㈱〇〇に賃貸し、同法人が賃貸ビルを建てて利用している。この賃貸借については、無償返還の届出書の提出を確認したので、自用地評価額の80%相当額で評価し、㈱〇〇の株式評価上、純資産価額に20%相当額を計上した。</p>	<p>賃貸借契約書 無償返還の届出書</p>
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	

4 相談に応じた事項

事 項	相 談 の 要 旨
<p>先代名義の不動産</p> <div data-bbox="199 504 550 694" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>先代名義の不動産に係る 具体的検討内容が記載さ れており、調査省略等の 参考となる。</p> </div>	<p>先代名義のまま残っている次の不動産があり、相続税の申告及び相続登記関係について、相談を受け、次のとおり処理した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 対象となる土地 <ul style="list-style-type: none"> ・ ○○市○○町○○-○○ (地目宅地、○○㎡) ・ ○○市○○町○○-○○ (地目宅地、○○㎡) ② 財産の帰属の検討 先代の死亡した○○年以降、被相続人が維持管理、使用収益し、固定資産税の納付も行っている事実を確認したので、相続財産に計上した。 ③ 相続登記 先代の相続関係を確認し、相続登記手続きを進めているが、現在、既に死亡している者の代襲相続人を確認している状況で、完了時期は未定である。

5 その他

- ・ 被相続人の主たる(株)○○について、設立時から税務代理を担当し、当時から被相続人の不動産の所有関係、財産の管理・運用方法等について、相談を受けてきたので、その移転状況、利用状況等はおおむね把握しており、相続税の申告書の作成に当たり、再度、確認し、確認事項に基づき計算を行っている。
- 所有不動産については、居住用のマンションを除き、先代から相続した物件で、約 20 年前から、不動産管理会社を設立し、その有効活用を図っており、税務関係の指導も併せて行っている。
- また、不動産の譲渡関係については、○年に土地収用があり、約○○万円の収入があったが、この代金により、代替資産として、○○ビル(○○町○-○)を取得している。

所有不動産の移転関係等について、過去からの関与状況、経緯等が具体的に記載されていることから調査省略等の参考となる。

相続税 申告書（ 年分・ 事業年度分・〇・〇・〇相続開始 ）に係る

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面

3302①

		※整理番号	
税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 国税 太郎 ㊟	
	事務所の所在地	〇〇市〇区〇町〇-〇-〇 電話 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 国税 太郎 ㊟	
	事務所の所在地	〇〇市〇〇町〇-〇-〇 電話 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	所属税理士会等	中国 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇号	
税務代理権限証書の提出		有 () ・ 無	
依 頼 者	氏名又は名称	〇〇 〇〇	
	住所又は事務所 の 所 在 地	〇〇市〇〇町〇-〇-〇 電話 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
私 (当法人) が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から4に掲げる事項であります。			
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項			
帳簿書類の名称		作成記入の基礎となった書類等	
財産目録		預貯金、貸付信託等残高証明書、預貯金通帳、遺産分割協議書	
2 提示を受けた帳簿書類 (備考欄の帳簿書類を除く。) に記載されている事項			
帳簿書類の名称		備 考	
上記1の「作成記入の基礎となった書類等」のほか、家族名義預金通帳、3年以内贈与税申告書、5年以内所得税確定申告書 (準確定申告書を含む)			

※事務 処理欄	部門	業種			意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
					年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
					・		・	・

3 計算し、整理した主な事項

区分	事項	備考
(1) 預貯金	<p>家族名義の預金について、次のとおり検討し、実質的に被相続人へ帰属すると認められる次の預金を相続財産に含めて計算した。</p> <p>① ○○銀行○○支店の妻○○名義定期預金（○口○○万円）については、○年前の被相続人による土地譲渡代金を原資とし、その後の管理も被相続人が行っていたことから、相続財産に計上した。</p> <p>② ○○銀行○○支店の長男○○名義の定期預金（○口○○万円）及び長女○○名義の定期預金（○口○○万円）については、証書、印鑑等の管理を被相続人が行っており、相続開始後に、妻が各名義人へ渡したものであることから、相続財産に計上した。</p> <p>③ ①以外に妻名義の定期預金が○○銀行○○支店（○口○○万円）及び○○銀行○○支店（○口○○万円）にあり、これらの預金の帰属の検討を行ったが、妻の不動産所得を原資とし、妻自らが管理し、自分のものという認識があることから、妻に帰属する財産と判定した。</p>	<p>預金通帳、使用印鑑、発生原資による検討</p> <div data-bbox="1061 537 1500 705" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>家族名義預金の帰属について検討し、具体的に確認した事項やその判断の根拠を記載しており、調査省略等の参考となる。</p> </div>
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増減理由
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変更等の理由

4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
<p>家族名義の預貯金と贈与関係</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>預貯金の贈与関係について、具体的な説明事項が記載されており、今後の調査省略等の参考となる。</p> </div>	<p>家族名義預金の帰属について検討し、一部、被相続人に帰属する財産となる旨を説明したところ、贈与関係と名義預金の判定について、各相続人から質問があり、相談に応じた。</p> <p>今後は、今回の相続により取得した財産を含め、実際の所有者の名義とすることや贈与の要件、贈与税の申告手続き等を指導した。</p>
5 その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認した金融機関取引 <ul style="list-style-type: none"> 〇〇銀行〇〇支店 被相続人 (〇〇)、妻 (〇〇)、長男 (〇〇)、孫 (〇〇) 〇〇銀行〇〇支店 被相続人 (〇〇)、妻 (〇〇)、長男 (〇〇)、孫 (〇〇) 	

相続税 申告書 (年分・ 事業年度分・〇. 〇. 〇相続開始) に係る

税理士法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面

33の2①

		※整理番号	
税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 国税 太郎 ㊞	
	事務所の所在地	〇〇市〇区〇町〇-〇-〇 電話 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 国税 太郎 ㊞	
	事務所の所在地	〇〇市〇〇町〇-〇-〇 電話 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	所属税理士会等	中国 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇号	
税務代理権限証書の提出		有 () ・ 無	
依 頼 者	氏名又は名称	〇〇 〇〇	
	住所又は事務所 の 所 在 地	〇〇市〇〇町〇-〇-〇 電話 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
私 (当法人) が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の 1 から 4 に掲げる事項であります。			
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項			
帳簿書類の名称		作成記入の基礎となった書類等	
財産目録		預貯金、貸付信託等残高証明書、預貯金通帳、遺 産分割協議書	
2 提示を受けた帳簿書類 (備考欄の帳簿書類を除く。) に記載されている事項			
帳簿書類の名称		備 考	
上記 1 の「作成記入の基礎となった書類等」 のほか、家族名義預金通帳、3 年以内贈与税申 告書、5 年以内所得税確定申告書 (準確定申告 書を含む)		印鑑証明書、住民票	

※事務 処理欄	部門	業種			意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
					年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
					・	・	・	・

3 計算し、整理した主な事項

	区 分	事 項	備 考
(1)	預貯金・現金	<p>被相続人の財産の増減について、次のとおり確認を行い、〇〇年の土地譲渡代金の使途や生活費以外の出金を検討して、現金等の相続財産の計算を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 〇年に〇〇町〇〇-〇（地目：田）を〇〇万円で譲渡しているが、この譲渡代金については、①〇〇銀行〇〇支店の定期預金〇〇〇〇円、②〇〇銀行〇〇支店の借入金の返済〇〇円（〇〇町〇〇の賃貸アパート建築代金の繰上返済）に充当されている。 ・ 相続開始前 3 年間の被相続人の預貯金の増減を確認したところ、〇年〇月〇日の〇〇銀行〇〇支店〇〇万円の定期預金の解約について、長男の自宅改築資金として贈与している事実を確認したので、贈与税の期限後申告書を〇月〇日に〇〇税務署に提出するとともに、3 年以内の贈与加算として、相続財産に加算して計算した。 ・ 相続開始日に〇銀行〇〇支店の本人名義普通預金から、〇〇万円出金しているが、葬式費用等のために妻が出金したものであり、妻から「使ったのは相続開始後で、死亡時点ではそのまま残っていた」旨を確認したので、現金に加算して計算した。 	<p>預貯金通帳 譲渡関係書類</p> <div data-bbox="1077 510 1517 705" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>預貯金や現金などの財産の増減について、確認した事項やその計算の根拠を記載しており、調査省略等の参考となる。</p> </div> <p>贈与税の申告書</p>
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	

4 相談に応じた事項

事 項

相 談 の 要 旨

5 その他

- ・ 確認した金融機関取引（〇年〇月～〇年〇月）
 - 〇〇銀行〇〇支店 被相続人（普通、定期預金）、妻（〇〇）、長男（〇〇）、孫（〇〇）
 - 〇〇銀行〇〇支店 被相続人（普通、定期預金）、妻（〇〇）、長男（〇〇）、孫（〇〇）
- なお、〇年の土地譲渡時には、〇〇銀行にも普通、定期預金の取引があったが、その後解約し、相続開始時点では取引がないことを確認した。

相続税 申告書 (年分・ 事業年度分・〇.〇.〇相続開始) に係る

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面

3302①

		※整理番号	
税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 国税 太郎 ㊞	
	事務所の所在地	〇〇市〇区〇町〇-〇-〇 電話 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 国税 太郎 ㊞	
	事務所の所在地	〇〇市〇〇町〇-〇-〇 電話 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	所属税理士会等	中国 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇号	
税務代理権限証書の提出		有 () ・ 無	
依 頼 者	氏名又は名称	〇〇 〇〇	
	住所又は事務所 の 所 在 地	〇〇市〇〇町〇-〇-〇 電話 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
私 (当法人) が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から4に掲げる事項であります。			
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項			
帳簿書類の名称		作成記入の基礎となった書類等	
財産目録、上場株式の評価明細書		証券会社発行の残高明細証、遺産分割協議書	
2 提示を受けた帳簿書類 (備考欄の帳簿書類を除く。) に記載されている事項			
帳簿書類の名称		備 考	
証券会社取引明細書		印鑑証明書、住民票	

※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
			年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
			・	・	・	・

3 計算し、整理した主な事項

区 分	事 項	備 考
(1) 有価証券	<p>上場株式について、次の事項を確認・検討した上で、申告株数等の計算を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 上場株式については、〇〇証券〇〇支店及び〇〇証券〇〇支店の2社の取引があり、保護預り残高証明により保有銘柄とその株数を把握した。また、銀行振込となっている配当金の額から逆算計算により株数をチェックし、端数の出た〇銘柄については、所有株数を各証券代行部で確認の上、単位未満株を含めて計算した。 現物で保有している株式はないことを相続人から聴取りの方法により確認した。なお、過去3年間の配当金の受取状況と保有株式を照合したが、一部、相続開始日までに売却しているもの以外は合致した。 家族名義株式について、〇〇証券〇〇支店に、長男〇〇名義、長女〇〇名義の取引があり、その取引内容を検討したところ、〇年〇月に先代名義の株式を被相続人が現物入庫したもので、贈与税の申告もしておらず、相続人は詳しく知らないと説明していることから、被相続人に帰属する財産として申告に加算した。 	<p>保護預り残高証明</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>上場株式について、端株、現物保有株式、先代・家族名義株式などその検討内容を具体的に記載しており、調査省略等の参考となる。</p> </div>
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由

4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
<p>上場株式の売却による納税</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>相続税の申告に関連して 上場株式の申告関係に係 る指導事項を具体的に記 載しており、調査省略等 の参考となる。</p> </div>	<p>相続税の納税資金に充当するために、相続した上場株式を売却する予定であり、譲渡所得の計算等について相談があったので、計算方法や確定申告関係について説明した。</p> <p>なお、被相続人名義の上場株式については、すべて取得価額が判明しているが、先代名義の上場株式については、取得価額が不明なため、一般口座で「みなし取得価額」により取得費を計算するように指導した。</p>
5 その他	

相続税 申告書 (年分・ 事業年度分・〇. 〇. 〇相続開始) に係る

税理士法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面

3302①

※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 国税 太郎 ⑩
	事務所の所在地	〇〇市〇区〇町〇-〇-〇 電話 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 国税 太郎 ⑩
	事務所の所在地	〇〇市〇〇町〇-〇-〇 電話 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇
	所属税理士会等	中国 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇号
税務代理権限証書の提出		有 () ・ 無
依 頼 者	氏名又は名称	〇〇 〇〇
	住所又は事務所 の 所 在 地	〇〇市〇〇町〇-〇-〇 電話 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇
私 (当法人) が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の 1 から 4 に掲げる事項であります。		
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項		
帳簿書類の名称		作成記入の基礎となった書類等
財産目録、取引相場のない株式の評価明細書		㈱〇〇の関係帳簿等 (株主台帳、同配当支払関係 書類、取締役会議事録等)
2 提示を受けた帳簿書類 (備考欄の帳簿書類を除く。) に記載されている事項		
帳簿書類の名称		備 考

※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
			年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
			・ ・		・ ・	・ ・

3 計算し、整理した主な事項

	区 分	事 項	備 考
(1)	取引相場のない株式	<p>被相続人が主宰する(株)〇〇の取引相場のない株式について、次の事項を確認、検討した上で、評価等の計算を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名義株の有無について検討したところ、各株主が親族・知人であり、各人に配当を振り込んでいる事実を確認し、特に、名義株は認められなかった。また、過去に、被相続人から各相続人及び孫に、同株式の贈与を行っているが、評価基本通達に従って評価し、贈与税の申告をするなど、適正に処理されており、相続税の計算上、3年以内の相続人に対する贈与は、相続財産への加算を行っている。 ・ 被相続人が主宰する(株)〇〇の取引相場のない株式の評価は、純資産価額方式により、直前期末の貸借対照表を基礎として、土地等の簿価を相続税評価額に置き換えて計算した。また、今回の被相続人の死亡により、同法人が生命保険金を受取り、これを原資として、退職金を支払っていることから、これを資産及び負債に計上した。 	<p>(株)〇〇の株主台帳等</p> <div data-bbox="1069 504 1516 683" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>取引相場のない株式の評価計算について、具体的に確認した事項やその計算の根拠を記載しており、調査省略等の参考となる。</p> </div>
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	

4 相談に応じた事項

事 項

相 談 の 要 旨

㈱〇〇が支払う退職金及び弔慰金

同族法人が支払う退職金等と相続税の非課税等の取扱いに係る具体的な説明事項が記載されており、調査省略等の参考となる。

㈱〇〇が支払う退職金及び弔慰金について、相続税の課税関係等に関する相談を受けたので、その趣旨と相続税の非課税の取扱いについて説明した。

なお、退職金については、相続税の申告書に記載したとおりであり、弔慰金については、非課税の範囲内で〇〇円を支払っている。

5 その他

被相続人の主宰する㈱〇〇について、設立時から税務代理を担当してきたので、同法人の非上場株式の評価、株式の異動、退職金の支払い、貸借関係など、同族法人との関連事項について、指導、確認し、この確認事項に基づき計算を行っている。

関連法人との関連事項について、確認した事項が具体的に記載されていることから調査省略等の参考となる。

相続税 申告書 (年分・ 事業年度分・〇・〇・〇相続開始) に係る

税理士法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面

33の2①

		※整理番号	
税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 国税 太郎 ㊞	
	事務所の所在地	〇〇市〇区〇町〇-〇-〇 電話 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 国税 太郎 ㊞	
	事務所の所在地	〇〇市〇〇町〇-〇-〇 電話 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	所属税理士会等	中国 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇号	
税務代理権限証書の提出		有 () ・ 無	
依 頼 者	氏名又は名称	〇〇 〇〇	
	住所又は事務所 の 所 在 地	〇〇市〇〇町〇-〇-〇 電話 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
私 (当法人) が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の 1 から 4 に掲げる事項であります。			
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項			
帳簿書類の名称		作成記入の基礎となった書類等	
財産目録、延納申請書		借入金残高証明書、確定申告書、保険証書、遺産分割協議書、葬式費用の領収書、相続人関係図、戸籍謄本、公租公課の領収書	
2 提示を受けた帳簿書類 (備考欄の帳簿書類を除く。) に記載されている事項			
帳簿書類の名称		備 考	
上記 1 の「作成記入の基礎となった書類等」のほか、5 年以内所得税確定申告書 (準確定申告書を含む)、贈与税申告書 (相続時精算課税適用以降分)		印鑑証明書、住民票	

※事務 処理欄	部門	業種			意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
					年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
					・ ・		・ ・	・ ・

3 計算し、整理した主な事項

区 分	事 項	備 考
相続人の数	<p>被相続人には子供がおらず、両親も既に死亡していることから、法定相続人は、妻と兄弟姉妹となる。兄弟姉妹については、戸籍謄本により相続関係を確認したところ、すでに死亡している者が2名おり、1名は妻子がいないこと、1名は、子が3人いることが判明したので、これら確認事項に基づき、法定相続人の数を計算した。</p>	<p>戸籍謄本、相続関係図</p>
先代からの相続関係	<p>戸籍謄本により、被相続人の父親が〇〇年に死亡していることを把握したので、妻が保管していた当時の相続税申告書関係書類を確認の上、次のとおり処理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 父親からの相続財産は、その大半が土地建物で、土地は減少しておらず、土地の譲渡はないことを確認した。 ・ 不動産のほか、〇銘柄の上場株式を相続していることから、上場株式の異動等を〇〇証券と〇〇証券の2社で確認した。〇銘柄は今回の相続財産に反映しているが、残りの〇銘柄については、売却しているものと思われるので、前3年間の証券会社取引を確認したものの、売却の事実は把握できなかった。 ・ 前回の相続から、〇年を経過していることから、当時納付した相続税額に基づき、相次相続控除の計算を行った。 	<p>〇年の父親死亡に係る相続税の申告書関係書類</p>
(1)		
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由

法定相続人数や先代からの相続財産関係について、具体的に確認した事項を記載しており、調査省略等の参考となる。

4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
<p>納税猶予、延納関係</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>納税猶予、延納の納税関係について、具体的検討内容が記載されており、調査省略等の参考となる。</p> </div>	<p>代々農業経営を行っており、妻が引き続き農業経営を行うこととなるため、妻から相続税の納税猶予の適用についての相談を受けた。納税猶予制度の趣旨や要件、配偶者の相続税額の軽減、延納の制度について、説明したところ、高齢であり、後継者がいないことから、耕作の継続に不安があるとのことであり、納税猶予は適用しないこととした。</p> <p>一方、相続財産の大半が不動産であり、当面、相続税の納付資金が確保できないことから、延納申請をすることとした。</p> <p>なお、納税資金の確保のため、土地の処分も考えており、この場合の相続財産に係る譲渡所得の特例（措法 39 条）の要件等についても説明した。</p>
5 その他	

相続税 申告書 (年分・ 事業年度分・〇. 〇. 〇相続開始) に係る

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面

3302①

※整理番号

		※整理番号	
税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 国税 太郎 ㊞	
	事務所の所在地	〇〇市〇区〇町〇-〇-〇 電話 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 国税 太郎 ㊞	
	事務所の所在地	〇〇市〇〇町〇-〇-〇 電話 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	所属税理士会等	中国 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇号	
税務代理権限証書の提出		有 () ・ 無	
依 頼 者	氏名又は名称	〇〇 〇〇	
	住所又は事務所の所在地	〇〇市〇〇町〇-〇-〇 電話 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
私 (当法人) が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から4に掲げる事項であります。			
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項			
帳簿書類の名称		作成記入の基礎となった書類等	
財産目録、土地・建物の評価明細書		土地建物評価証明書、公図、測量図、住宅地図、登記簿謄本、遺産分割協議書、不動産賃貸契約書、公租公課の領収書	
2 提示を受けた帳簿書類 (備考欄の帳簿書類を除く。) に記載されている事項			
帳簿書類の名称		備 考	
上記1の「作成記入の基礎となった書類等」のほか、家族名義預金通帳、3年以内贈与税申告書、5年以内所得税確定申告書 (準確定申告書を含む)		印鑑証明書、住民票	

※事務 処理欄	部門	業種			意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
					年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
					・		・	・

3 計算し、整理した主な事項

	区 分	事 項	備 考
(1)	<p>贈与税の相続時精算課税</p> <p>債務</p>	<p>相続人のうち、長男は、〇年〇月に、被相続人から土地等の贈与を受け、相続時精算課税の適用を受けていることを贈与税申告書により確認したので、同受贈価格を相続財産に加算し、贈与税額を控除項目に計上した。</p> <p>なお、同年分以降の受贈はないことも併せて確認した。</p> <p>債務となる借入金等について、その用途等について、次のとおり、確認・検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 〇〇銀行からの借入金〇〇〇円については、〇〇年に建築した賃貸アパート（〇〇町〇〇-〇）の建築資金である。当時の建築価格は〇〇〇円であることを建築請負契約書等により確認した。 賃貸アパートに係る預かり敷金について、各賃貸借契約書と照合し、相続開始日における賃貸状況、返済義務の有無を確認した。なお、同アパートの家賃等は、〇〇銀行〇〇支店被相続人名義普通預金に入金されており、この預かり敷金も同口座に入金されている。 	<p>贈与税申告書（相続時精算課税適用分）</p> <div data-bbox="1066 562 1517 757" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>贈与税の相続時精算課税の適用や債務となる借入金について、具体的に確認した事項を記載しており、調査省略等の参考となる。</p> </div> <p>建築請負契約書</p> <p>賃貸借契約書</p>
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	

4 相談に応じた事項

事 項	相 談 の 要 旨
<p>小規模宅地の評価減</p> <div data-bbox="209 506 557 696" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>小規模宅地の評価減の特例に係る具体的な相談内容が記載されており、調査省略等の参考となる。</p> </div>	<div data-bbox="571 383 1390 719" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>小規模宅地の評価減の対象とする土地について相談を受け、被相続人が居住の用、貸付の用に供している各土地の評価額、減額割合、配偶者の税額軽減との関係等からの税負担について、具体的に仮計算を行った上で説明した。</p> <p>この結果、すべての相続人の合意のもと、居住用建物の敷地を選択することとした。</p> </div>

5 その他

Empty content area for section 5

贈与税 申告書（〇〇年分・ 事業年度分・ ）に係る

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面

3302①

※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 国税 太郎 ㊞
	事務所の所在地	〇〇市〇区〇町〇-〇-〇 電話 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 国税 太郎 ㊞
	事務所の所在地	〇〇市〇〇町〇-〇-〇 電話 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇
	所属税理士会等	中国 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇号
税務代理権限証書の提出		有 () ・ 無
依 頼 者	氏名又は名称	〇〇 〇〇
	住所又は事務所 の 所 在 地	〇〇市〇〇町〇-〇-〇 電話 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇
私（当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から4に掲げる事項であります。		
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項		
帳簿書類の名称		作成記入の基礎となった書類等
土地・建物の評価明細書		土地建物評価証明書、公図、測量図、住宅地図、登記簿謄本、不動産賃貸契約書
2 提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項		
帳簿書類の名称		備 考

※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
			年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
			・	・	・	・

3 計算し、整理した主な事項

区 分	事 項	備 考
(1) 土地	<p>土地の利用状況等について、現地確認を行い、公図及び測量図を基に、土地の形状や建物の建築状況等を確認した上で、贈与の対象となる財産価額の評価を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ○○町○○-○ (地目：宅地) については、一部、都市計画道路予定地となっているため、対象となる地積を確認し、評基通 24-7 により評価した。 ・ ○○町○○-○ (地目：宅地) については、自宅の敷地であるが、建物は長男名義となっているため、使用貸借として、自用地評価した。 ・ ○○町○○-○ (地目：宅地) については、貸家の敷地であるが、建物（贈与者の名義）は今回の贈与の対象とせず、土地のみを贈与している。 ・ ○○町○○-○ (地目：宅地、現況：雑種地) については、月極駐車場として利用しているが、現況は、いわゆる青空駐車場であり、宅地並みの評価額を基に、自用地評価した。 	<p>公図、測量図、登記簿謄本</p> <div data-bbox="1050 499 1500 689" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>土地等の評価計算について、具体的に確認した事項やその計算の根拠を記載しており、調査省略等の参考となる。</p> </div> <p>賃貸借契約書</p>
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由

4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
<p>贈与税の相続時精算課税の適用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>相続時精算課税制度についての具体的相談内容が記載されており、調査省略等の参考となる。</p> </div>	<p>贈与者〇〇から、将来の相続に備えた生前贈与と相続時精算課税制度の適用について相談があったので、一般の贈与税の計算と相続時精算課税を適用した場合の相違点を説明した。</p> <p>次男が事業に失敗し、債務超過の状況にあり、将来の遺産分割等に不安があることから、居住用及び自宅周りの不動産は、財産保全の意味も兼ねて、早期に長男に所有権移転登記したいという希望であり、精算課税制度を選択することとした。</p> <p>なお、全ての不動産を贈与すると、贈与者の不動産収入がなくなるという不安があることを考慮し、貸家については、建物の所有権を贈与者に残し、使用貸借関係とし、土地の固定資産税は、父が負担することとした。</p> <p>また、今後の贈与や将来の相続時の取扱い、書類の保存等については、十分注意する旨説明している。</p>
5 その他	

申告所得税 申告書（〇〇年分・ 事業年度分・ ）に係る

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面

3302①

※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 国税 太郎 ㊞
	事務所の所在地	〇〇市〇区〇町〇-〇-〇 電話 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 国税 太郎 ㊞
	事務所の所在地	〇〇市〇〇町〇-〇-〇 電話 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇
	所属税理士会等	中国 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇号
税務代理権限証書の提出		有 () ・ 無
依 頼 者	氏名又は名称	〇〇 〇〇
	住所又は事務所 の 所 在 地	〇〇市〇〇町〇-〇-〇 電話 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇

私（当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から4に掲げる事項であります。

1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項

帳簿書類の名称	作成記入の基礎となった書類等
譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）	売買契約書（各取得時及び譲渡時）、仲介料、測量費の領収書

2 提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項

帳簿書類の名称	備 考

※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
			年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日

3 計算し、整理した主な事項

区分	事項	備考	
(1)	譲渡価額	<p>売買契約書及び譲渡代金の入金された預金通帳（〇〇銀行〇〇支店普通預金本人名義）により譲渡価額を確認した。</p> <p>なお、売買契約書によると、1筆の宅地のうちの〇〇㎡を譲渡することとしており、残地については、既に売買契約は締結しているが、残金決済及び引渡しが翌年分となり、買主も別人であることから、翌年分の譲渡所得となる。</p>	<p>売買契約書及び預金通帳</p>
	取得費	<p>譲渡物件は、〇〇年に取得した物件で、取得時に、収用等の代替資産を取得した場合の課税の特例（措法33条）の適用を受けていることから、引継価額を面積按分により取得価額とした。</p>	<p>取得時の売買契約書及び確定申告関係書類</p>
	譲渡費用	<p>1筆の宅地のうちの〇〇㎡を譲渡することとしており、実測、分筆の後、譲渡していることを確認したので、分筆費用等は、全体の面積により按分し、本年分の譲渡に対応したもののみを譲渡費用とした。</p>	
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	

譲渡所得の計算の基礎となる譲渡価額及び取得費等について、具体的に確認した事項やその計算の根拠を記載しており、調査省略等の参考となる。

4 相談に応じた事項

事 項	相 談 の 要 旨
<p>譲渡所得に係る納税関係</p> <div data-bbox="207 504 558 672" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>納付関係に係る指導事項 等が記載されており、調 査省略等の参考となる。</p> </div>	<p>譲渡所得の納税関係について、相談を受けたので、国税の納税については、口座振替とするように指導し、関係書類を併せて提出するとともに、地方税の納付関係についても指導した。</p> <p>なお、翌年分の譲渡となる残地の譲渡所得について、契約ベースによる申告も可能である旨を説明したが、買主が銀行借入等に手間取り、残金決済の時期が遅延しているという事情があることから、翌年分に申告するように指導した。</p>

5 その他

--

申告所得税 申告書 (年分・ 事業年度分・) に係る

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面

3302①

		※整理番号	
税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 国税 太郎 ⑩	
	事務所の所在地	〇〇市〇区〇町〇-〇-〇 電話 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 国税 太郎 ⑩	
	事務所の所在地	〇〇市〇〇町〇-〇-〇 電話 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	所属税理士会等	中国 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇号	
税務代理権限証書の提出		有 () ・ 無	
依 頼 者	氏名又は名称	〇〇 〇〇	
	住所又は事務所の所在地	〇〇市〇〇町〇-〇-〇 電話 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
私 (当法人) が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から4に掲げる事項であります。			
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項			
帳簿書類の名称		作成記入の基礎となった書類等	
譲渡所得の内訳書 (確定申告書付表兼計算明細書)		売買契約書 (各取得時及び譲渡時)、仲介料、測量費の領収書	
2 提示を受けた帳簿書類 (備考欄の帳簿書類を除く。) に記載されている事項			
帳簿書類の名称		備 考	

※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
			年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
			・ ・		・ ・	・ ・

3 計算し、整理した主な事項

区 分	事 項	備 考
(1) 収用特例	<p>連年で県道拡幅事業により土地を収用されており、売買契約書等の収用関係書類を確認・検討し、次のとおり計算・整理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前年分において5000万円の収用特例（措法33の4）の適用を受けており、本年分の収用も同一事業であることから、本年分は収用等の代替資産を取得した場合の課税の特例（措法33条）の適用を受けることとしている。 ・ 譲渡資産が畑で、代替資産は土地（宅地）の取得を予定しており、同種の資産であることから、課税の特例の特例の要件を具備している。 ・ 土地収用に関連して、農業所得の減収補償金及び柿木などの移転補償金を受け取っているが、それぞれ農業所得、一時所得として計算した。 ・ 代替資産の取得については、すでに売買契約を了しており（〇〇町〇〇-〇、売買金額〇〇円）、売買登記が完了次第、所要の手続きを行うこととしている。 	<p>収用関係書類</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>譲渡所得の特例適用について、具体的に確認した事項やその検討事項を記載しており、調査省略等の参考となる。</p> </div>
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由

4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
<p>代替取得資産の取得費</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>特例適用に係る課税の繰延べの趣旨等の説明事項が記載されており、調査省略等の参考となる。</p> </div>	<p>同特例の適用に当たっては、課税の繰延べであるという制度の趣旨等について説明した。</p> <p>本人は、先祖伝来の土地を減らしたくないという思いが強く、売却する予定はないので、特例の適用を選択したものである。</p> <p>なお、当初代替資産は、農地を取得する予定であったが、高齢であることから、宅地を取得することとし、この土地には、賃貸アパートの建築を予定している。</p>
5 その他	